

議案第12号

鳥取県立学校管理規則等の一部改正について

鳥取県立学校管理規則等の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

令和6年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

◇鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

(1) 学校の自由度を拡大し、年度による曜日の制約を受けることなく各学期の教育活動を計画できるとともに、休業日の分散化を促進できるよう所要の改正を行う。

- ・第1学期及び第2学期により定める学期に係る規定を改める
- ・第1学期及び第2学期により定める学期間の休業日に係る規定を改める

(2) 令和5年度からの定年の引き上げに伴い職員の定年に関する条例が一部改正され、60歳到達の翌年度以降は、役職定年制が導入され、管理職手当支給対象者については、原則として非管理職員として任用されることとなった。

この管理職手当支給対象者のうち、舎監長（倉吉農業高校）である教諭又は部主事である主幹教諭又は教諭（学年主任等と同様に、舎監長又は部主事の役割を命職）については、職位が教諭級（非管理職）であるため、規定上役職定年制の対象外とされた。

については、役職定年制の導入趣旨を踏まえ、舎監長及び部主事についても、60歳以降は対象外とするよう規定を整備するもの。

2 規則の概要

(1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正

ア 第6条第2項において、第1学期の終わりを、9月24日から10月7日までの間で校長が定める日するとともに、第2学期は、第1学期の終わりの日の翌日から翌年3月31日までとする。

イ 休業日の規定について、第1学期の終わり又は第2学期の始めを休業日とすることができるとしているものを、第1学期の終わり又は第2学期の始め又はその両方を休業日とすることができることとする。

ウ 職員の定年に関する条例の一部改正により、旧定年年齢以後、管理職手当の支給対象者は原則として役職定年制の対象となり、職を降任することとなるが、本規則の規定により任命されることにより管理職手当の支給対象者となる特別支援学校の部主事及び倉吉農業高等学校の舎監長については、身分上は非管理職員であることから、役職定年制の適用除外とされることとなるため、役職定年制の導入趣旨を鑑み、部主事又は舎監長の命職対象者を、前年度末時点で60歳未満の教諭又は主幹教諭に限ることと改める。

(2) 鳥取県立高等学校学則の一部改正

ア (1) のア及びイと同様の改正を行う。

(3) 鳥取県立特別支援学校学則の一部改正

ア (1) のア及びイと同様の改正を行う。

(4) 鳥取県立中学校学則の一部改正

ア (1) のア及びイと同様の改正を行う。

(5) 施行期日は、令和6年4月1日とする。

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から、<u>9月24日から10月7日までの間で校長が定める日まで</u></p> <p>(2) 第2学期 <u>前号の校長が定める日の翌日から</u>翌年3月31日まで</p>	<p>(学期)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から<u>9月30日まで</u></p> <p>(2) 第2学期 <u>10月1日から</u>翌年3月31日まで</p>
<p>(休業日)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり<u>若しくは第2学期の始めの日又はその両方の日</u>を休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(休業日)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり<u>又は第2学期の始め</u>を休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。</p> <p>3～6 略</p>
<p>(舎監長)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 舎監長は、当該学校の教諭のうち<u>教育委員会が命ずる日の属する年度の前年度の末日における年齢が60歳未満のもの</u>の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p>	<p>(舎監長)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 舎監長は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p>
<p>(特別支援学校の小学部等の主事)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の主事は、当該部の主幹教諭又は教諭のうち<u>教育委員会が命ずる日の属する年度の前年度の末日における年齢が60歳未満のもの</u>の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p>	<p>(特別支援学校の小学部等の主事)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の主事は、当該部の主幹教諭又は教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。</p>

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第2条 鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学期)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から、<u>9月24日から10月7日までの間で校長が定める日まで</u></p> <p>(2) 第2学期 <u>前号の校長が定める日の翌日</u>から翌年3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり<u>若しくは第2学期の始めの日又はその両方の日</u>を休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(学期)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から<u>9月30日まで</u></p> <p>(2) 第2学期 <u>10月1日</u>から翌年3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり<u>又は第2学期の始め</u>を休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。</p> <p>3～5 略</p>

(鳥取県立特別支援学校学則の一部改正)

第3条 鳥取県立特別支援学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から、<u>9月24日から10月7日までの間で校長が定める日まで</u></p> <p>(2) 第2学期 <u>前号の校長が定める日の翌日から</u>翌年3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり<u>若しくは第2学期の始めの日又はその両方の日</u>を休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(学期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から<u>9月30日まで</u></p> <p>(2) 第2学期 <u>10月1日から</u>翌年3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり<u>又は第2学期の始め</u>を休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。</p> <p>3 略</p>

(鳥取県立中学校学則の一部改正)

第4条 鳥取県立中学校学則(令和5年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学期)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から、<u>9月24日から10月7日までの間で校長が定める日まで</u></p> <p>(2) 第2学期 <u>前号の校長が定める日の翌日から</u>翌年3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり<u>若しくは第2学期の始めの日又はその両方の日</u>を休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(学期)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。</p> <p>(1) 第1学期 4月1日から<u>9月30日まで</u></p> <p>(2) 第2学期 <u>10月1日から</u>翌年3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり<u>又は第2学期の始め</u>を休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。